

寄附金等取扱規程

公益財団法人ほしのわ

公益財団法人ほしのわ

寄附金等取扱規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人ほしのわ（以下「この財団」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ② 特定寄附金 広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ③ 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第 3 条 この財団は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の 10%以上を定款第 4 条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄附金の募集)

第 4 条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第 4 条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の 30%以下でなければならない。

(募金目論見書に交付等)

第 5 条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

(特別寄附金)

第6条 この財団は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

(情報公開)

第7条 この財団が受領する寄附金については、公益社団法人又公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備え置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第8条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規程は、2018年11月22日から施行する。
2. この規程は、2019年7月10日から施行する。
3. この規程は、2019年12月11日から施行する。